宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月６日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産ソリューションズ株式会社　②国土交通大臣(6)6101　③代表取締役　日比野勇志　④東京都港区芝浦１－１－１　廃止した従たる事務所　東京都港区芝浦１－１－１　浜松町ビルディング30階（浜松町オフィス）　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝浦１－１－１　野村不動産ソリューションズ株式会社　代表取締役　日比野勇志

①ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社　②国土交通大臣(3)8660　③代表取締役　伊東要　④愛知県名古屋市中区栄２－４－18　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿１－８－１　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市中区栄２－４－18　ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社　代表取締役　伊東要

施設計画及び生活環境影響調査の実施計画に関する公告

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七三七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり公告し、施設計画及び生活環境影響調査の実施計画を縦覧に供します。

令和八年三月六日

株式会社ＴＥＣ武隈

一　事業者等の名称、代表者、住所

名称　株式会社ＴＥＣ武隈

代表者　代表取締役　大多和正宏

住所　宮城県岩沼市早股字前川一番地の二二

二　産業廃棄物処理施設等の設置場所

宮城県岩沼市押分字須加原一二九番六、一二九番一四

三　新設又は変更の別

新設

四　産業廃棄物処理施設等の種類

廃掃法施行令第七条第三号　汚泥の焼却施設

廃掃法施行令第七条第五号　廃油の焼却施設

廃掃法施行令第七条第八号　廃プラスチック類の焼却施設

廃掃法施行令第七条第十三号の二　産業廃棄物の焼却施設（施行令第七条第三号、第五号、第八条、第十二号に掲げるものを除く）

五　処理する産業廃棄物の種類

【産業廃棄物】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類。以上十六種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物は除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。）

【特別管理産業廃棄物】感染性産業廃棄物。

以上一種類

六　縦覧場所

塩釜保健所岩沼支所

（岩沼市中央三丁目一―一八）

株式会社ＴＥＣ武隈本社

（岩沼市早股字前川一番地の二二）

株式会社ＴＥＣ武隈ホームページ

（https://tec-takekuma.co.jp）

七　縦覧期間

令和八年三月六日～令和八年三月二十日

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

八　縦覧時間　午前九時から午後五時まで

九　意見書の受付期間　令和八年四月四日まで

十　意見書の提出方法

郵送、ファックス、株式会社ＴＥＣ武隈ホームページ（お問い合わせ欄）

【本件に関するお問い合わせ窓口】

（意見書提出先含む）

事業者名　株式会社ＴＥＣ武隈

住所　〒九八九―二四二四

宮城県岩沼市早股字前川一番地の二二

電話番号　〇二二三―二三―〇三三五

ファックス　〇二二三―二三―〇三三八

時間　午前九時から午後五時まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）